行田市下水道施設における
ウォーターＰＰＰの
導入に向けた説明会
【第２回】

令和８年９月１７日

行田市　都市整備部　下水道課
上下水道経営課

目　次

１．はじめに

２．本市のウォーターPPPの導入方針

３．アンケートのご依頼

４．今後のスケジュール

１．はじめに

1．はじめに

官民連携（PPP）とは

- PPP（Public Private Partnership）
 … **公共施設の整備や維持管理、運営を行政と民間が連携し行う**仕組み

- **上下水道事業に特化したPPP手法＝ウォーターPPP（W-PPP）**

行田市におけるウォーターPPP導入の背景





- 行田市は昭和２５年から下水道事業を開始

- 行田市の下水道事業の現状
 人材不足、施設老朽化、厳しい経営状況（収益減少・費用増加）

 ➡ **ウォーターPPPの導入 ＝ 民間の運営・専門技術のノウハウを活用**

 ➡ より効率的な下水道事業の運営 ～ 行政と民間事業者の連携



課題解決や収益分配 → Win-Winの関係

1．はじめに

市の課題①：施設の老朽化

・管渠60km超　　…法定耐用年数の50年を超過
・緑町ポンプ場　　…供用開始から50年以上経過
　⇒**今後も老朽化した施設が増加**

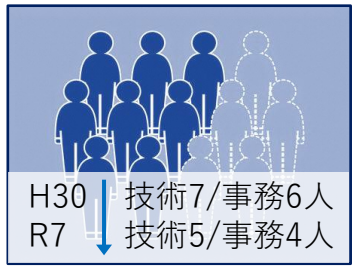


市の課題②：財源の確保

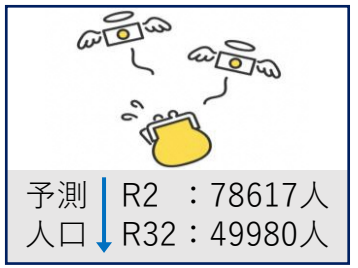
・施設の維持・更新費用は益々増加
　⇒**安定的な財源の確保が必要**
・**「ウォーターPPP導入を決定済みであること」が国の交付金（汚水管の改築）を受けるための要件化**
※令和９年度以降

その他の課題

人材不足



人口・収入減少



安定的な財源が得られないと…
- 将来的な下水道サービスの安定供給に課題
- 各民間事業者への業務発注にも支障が生じる可能性

事態改善に向け、早急なウォーターPPPの導入が求められる

1．はじめに

ウォーターPPPの方式

◆包括的民間委託……【レベル１～３】 ※ウォーターPPPではない
・施設全体の維持管理を性能発注でまとめて委託　・これまでの民間活用の主流

◆管理・更新一体マネジメント方式【レベル３．５】＝ウォーターPPP
・施設の維持管理に加え「更新の計画や工事」もセットで行う　・長期的視点でコスト縮減

◆コンセッション方式……【レベル　４　】＝ウォーターPPP
・施設所有権は公共に残し”運営権”を民間に移す　・利用料を民間が直接受け取る独立採算型



行田市は【レベル3.5】を前提として導入検討

（引用元：ウォーターPPPの概要，内閣府，R5）

２．本市のウォーターPPPの導入方針

2．本市のウォーターPPPの導入方針

ウォーターPPP導入における検討状況

ウォーターPPPの４要件　…国のガイドラインより４項目全てを満たす必要がある

- **契約期間**　→確定：契約期間は原則10年
- **発注方式**　→要検討：性能発注について案を作成した
- **維持管理と更新の一体マネジメント**　→確定：更新支援型（管理者の任意）
- **プロフィットシェア**　→要検討：方法や割合について案を作成した

事業スキーム　…対象の規模や老朽化等の状況により受託者が負う業務に幅がある

- **対象処理区**　→確定：処理区分けが無いため全域（管理者の任意）
- **対象施設**　→確定：ポンプ場・マンホールポンプ（MP）を対象とし、管渠は対象外とする
- **業務範囲**　→要検討：対象業務を整理し、範囲案を作成した
- **リスク分担**　→要検討：リスク項目を整理し、分担案を作成した
- **参加資格要件**　→要検討：役割と資格要件を整理し、案を作成した

確定事項について

2．本市のウォーターPPPの導入方針

確定事項①：**契約期間について**

国土交通省

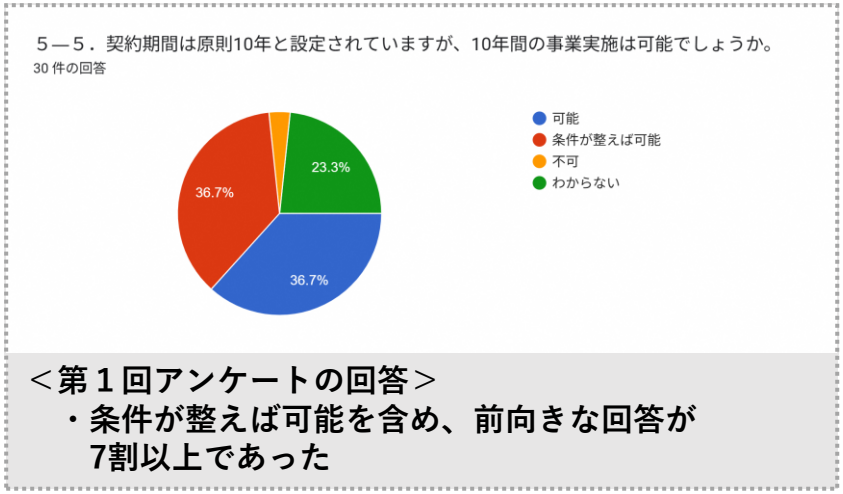
基礎編「第2章」2.1　要件①長期契約（原則10年）

○ 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。

国土交通省のガイドラインより
・導入効果の観点から、契約期間は**原則10年間**とされている

・行田市のW-PPP事業においては
官民連携の効果を確保するため

➡契約期間を**10年間**とする



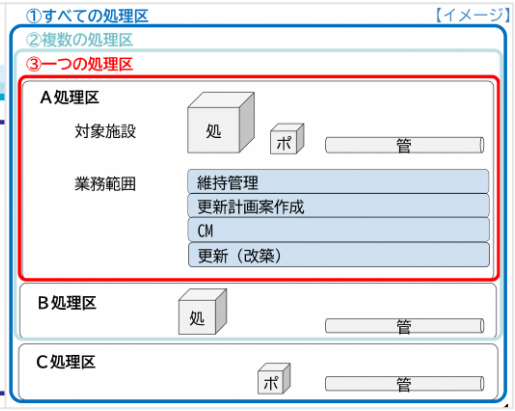
＜第１回アンケートの回答＞
・条件が整えば可能を含め、前向きな回答が7割以上であった

2．本市のウォーターPPPの導入方針

確定事項②：**対象処理区について**

基礎編「第3章」3.4　少なくとも一つの処理区を選択

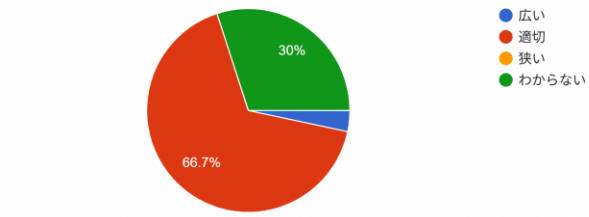
○ 導入検討の開始に際し、まずは少なくとも一つの処理区を選択する。



国土交通省のガイドラインより
- 事業対象とする処理区については、少なくとも一つの処理区を選択
- 複数もしくは一つの処理区のいずれかとすることは、**管理者の任意**

・行田市は**全域で１処理区**である

➡市内全域を対象として
ウォーターPPPを導入する



＜第１回アンケートの回答＞
・全域を対象とすることを全体の2/3がが適切と回答

2．本市のウォーターPPPの導入方針

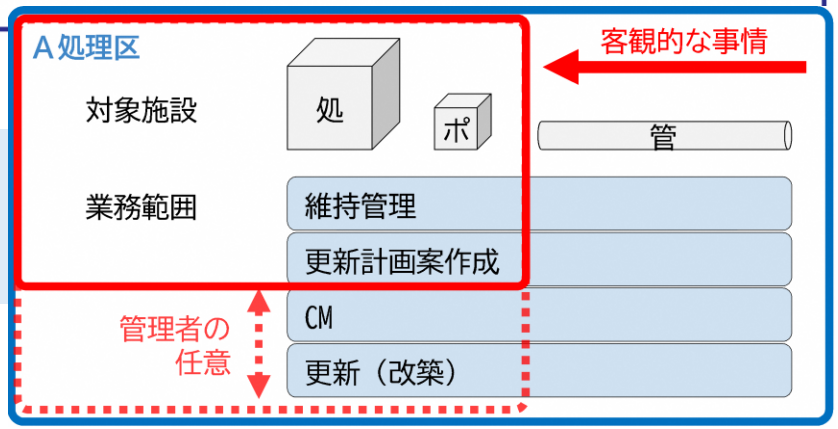
確定事項③：**対象施設について**

市の方針として、、、
- **ポンプ場、マンホールポンプを対象に導入する方針**
- **管渠は対象外とする**

3.5.2 少なくとも一つの処理区のすべての施設等を設定しない場合

○ 入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が「少なくとも一つの処理区のすべての施設等」ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある。

国土交通省のガイドラインより
- 全ての施設が対象ではない場合
 客観的な理由の整理が必要



詳細な理由を以降に示す

2．本市のウォーターPPPの導入方針

確定事項③：**対象施設について**

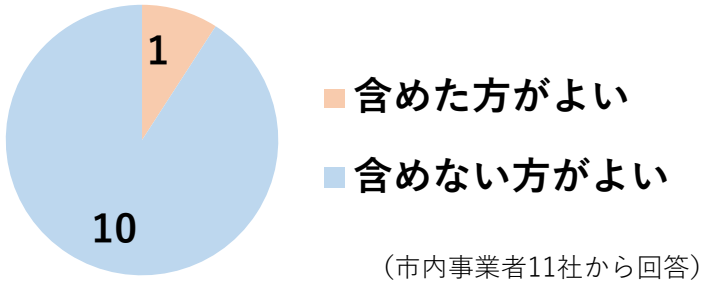
・**管渠の包括的維持管理（＝W-PPP）は地域産業**と捉えている

・激甚化、多発化する豪雨等の**万一の際には市内事業者の協力が不可欠**

⇒**市内事業者主体で対応できる体制で、ウォーターPPPの導入を検討**するべき

W-PPPの実施に関して、管渠の維持管理業務を担う市内事業者へ確認

管渠をW-PPPの対象施設に含めた方が良いか？



（市内事業者11社から回答）

具体的な回答内容（理由）

・W-PPP業務への対応が困難

・業務の一括化による現場の混乱

・10年契約は、市内事業者にとってデメリットが多い

・発注大型化に伴い、受注機会や技術継承が減少し、地域全体の維持管理体制の弱体化が懸念される

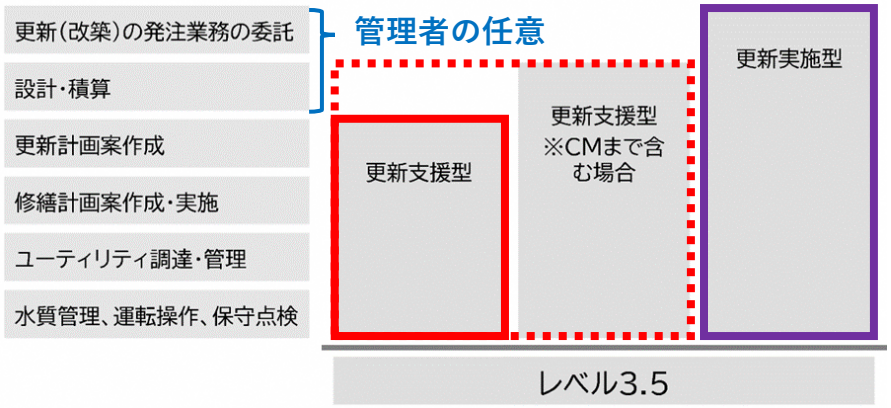
・意見を踏まえ、W-PPPにおいて**市内事業者主体で対応できる体制の構築は困難**

・市内事業者の存続や災害対応力の確保のため、**既存体制の維持が必要**

⇒**管渠はウォーターPPPの対象施設に含めない**

2．本市のウォーターPPPの導入方針

確定事項④：維持管理と更新の一体マネジメントについて



【更新実施型の対象業務】
- **維持管理～<u>更新計画作成＋工事実施</u>**
 ⇒民間が維持管理と更新を一体実施

【更新支援型の対象業務】
- **維持管理～<u>更新計画案作成</u>(＋CM)**
 ⇒民間は維持管理と更新支援
 ⇒行政が更新工事を発注

国のガイドラインより、、、
- 更新実施型／更新支援型とするか、更新支援型に設計・施工管理(CM)を含むか
 ⇒**<u>管理者の任意</u>**とされている

↓

- 施設データなどの導入にあたり必要な情報や民間事業者の参入条件を精査
- 更新実施型／更新支援型のどちらが行田市に最適かを判断

↓

結論として、、、
- **更新支援型（CMを含まず）にて導入**する　⇒詳細な理由を以降に示す

2．本市のウォーターPPPの導入方針

確定事項④：更新支援型（CMを含まず）を採用した理由

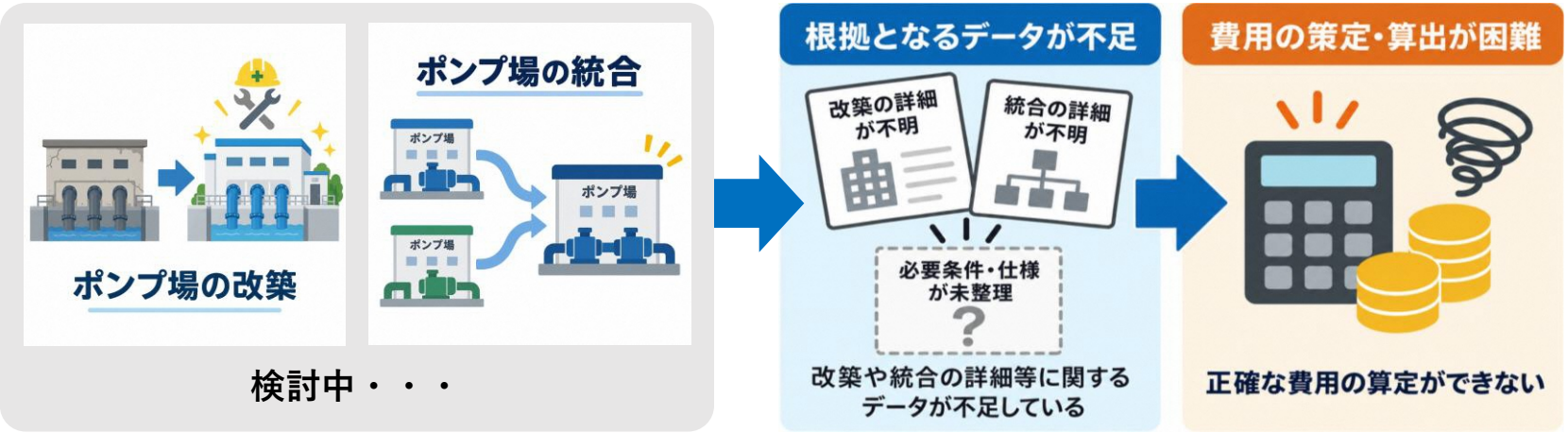
（1）基礎データの不足による不透明さ、計画・積算の困難さ　➡更新支援型に

・老朽化が進み、**ポンプ場の改築や統合**を検討している

・**更新実施型の採用**には、公募時点で**詳細な資産情報や精緻な費用算定が必要**

→**根拠となるデータ（改築や統合の詳細等）が不足、策定・算出が困難**

・早急なW-PPPの導入が必要であり、スケジュール的にも現実的ではない

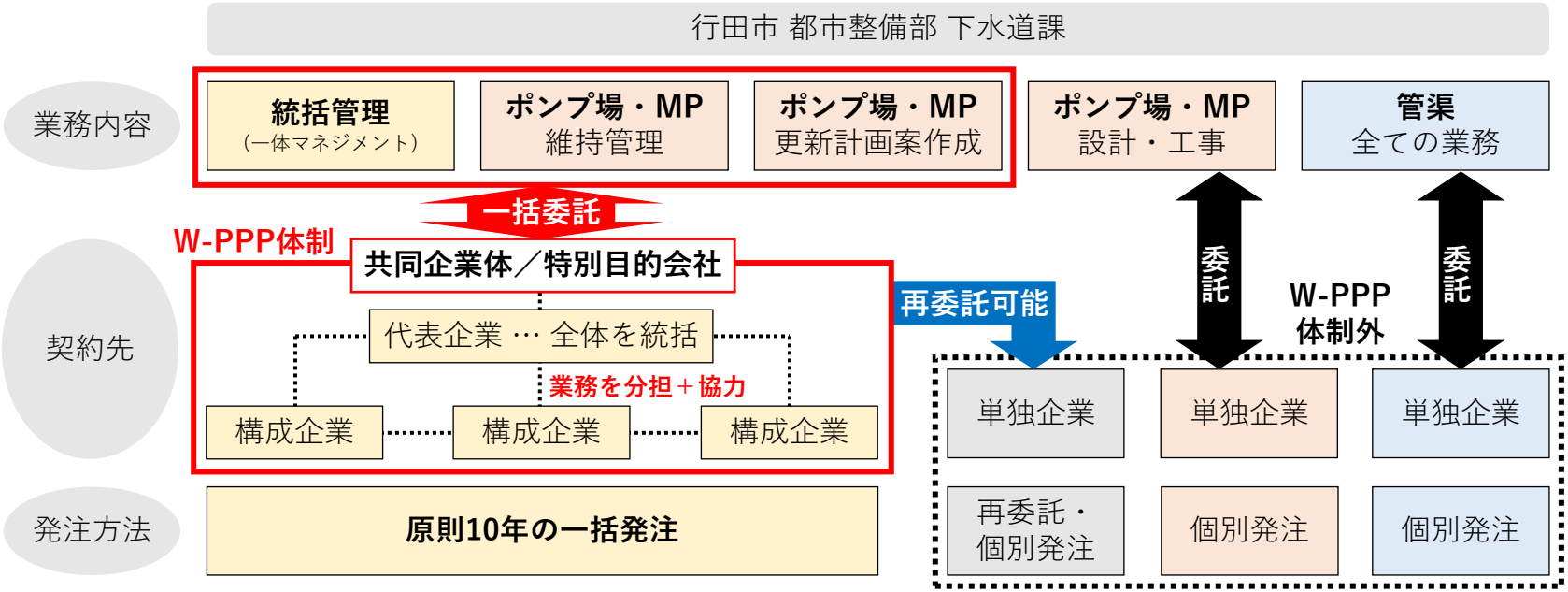


（2）支援型でCMを含める　➡W-PPP受託者が工事へ参入不可　➡CMは対象外

2．本市のウォーターPPPの導入方針

ウォーターPPP導入後の下水道事業の委託体制

【ポンプ場・MP】	・維持管理業務：統括管理、更新計画案作成を含む ➡**共同企業体／特別目的会社に一括委託**（単独企業でも受託可） ➡業務が一本化、**各企業が分担・協力し遂行**（再委託可） ・設計・工事業務 ➡これまで通り、市から各企業へ個別に発注
【管渠】	・全ての業務 ➡これまで通り、市から各企業へ個別に発注



検討事項について

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項①：**業務範囲について**

国土交通省

基礎編「第3章」3.1　対象施設・業務範囲の設定の考え方

○ まずは少なくとも一つの処理区を選択し、そのすべての施設について、維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務を念頭に置いて、導入検討を開始する。

国土交通省のガイドラインより、、、

・すべての業務を念頭に置いて導入の検討をしなければならない

市の想定として、、、

・ポンプ場、MPについて、更新工事やCMを除く全ての業務を業務範囲とする

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項①：W-PPPの対象となるポンプ場・MPの業務範囲（案）

施設区分	業務内容			現在(R7)	W-PPPの対象範囲（○：対象、×：対象外）
	大分類	中分類	小分類	直営/委託	
ポンプ場・マンホールポンプ	維持管理	運転管理	常駐施設における運転操作業務	委託	○
		運転監視	水量・水位・施設・吐口の稼働等の監視業務（遠方監視も含む）	委託	○
		検査業務	管理上必要（水質管理、法定検査等）な検査業務	委託	○
		廃棄物処理	業務上排出される廃棄物の処分	委託	○
			廃棄物の管理業務（事務手続き、運搬業者との調整・立ち合い）	委託	○
		保守点検	巡回、日常点検、定期点検、法定点検等業務上発生する点検業務	委託	○
		清掃業務	建物清掃、除草、警備など	委託	○
		施設修繕	計画修繕、突発修繕、緊急修繕等業務上発生する修繕業務	直営	○
		ユーティリティ調達	電気、ガス、各種燃料、部品、備品等業務上必要な物品調達	直営	○
		施設管理システム（ポンプ場・MP）	施設管理システムの新規構築及び保守管理	－	○
			施設管理システムへの入力作業	－	○
		災害時対応	被災状況の把握と初動対応等	委託・直営	○
		住民対応（一部）	下水道課の平日勤務時間外及び休日における電話受信及び対応	委託・直営	○
		その他	見学者・視察等対応	委託・直営	○
	設計・建設	調査業務	更新計画策定に伴う調査業務	委託	○
		更新計画案作成	対象施設の更新計画案作成業務	委託	○
		基本設計	対象施設に関する基本的事項（配置、構造、維持管理方式など）を検討する業務	委託	×
		詳細設計	基本設計を基にした詳細な設計業務	委託	×
		建設	改築・更新工事（施設の能力変化、建て替えを伴う大規模な工事を除く）	委託	×
		施工監理	工事に関する品質、安全、工程等を管理する業務	委託・直営	×

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**リスク分担について**

7.3.1　基本的な考え方

○ リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行うことで、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。

国土交通省のガイドラインより、、、

・リスクを最も適切に管理することが可能なものがリスクを負担することが基本
・性能発注では、ペナルティ規定等、受託者が費用を負担するリスクが大きい
・費用負担に係る協議のトラブルに備え、委託者と受託者の責任範囲を明確に

市の想定として、、、

【委託者（自治体）が負担するリスク】

・施設の所有者および行政としての根幹的な責任
・予測・回避が困難な天災等の不可抗力
➡**民間事業者ではコントロールできない外部要因に関するリスクを負担**

【受託者（民間事業者）が負担するリスク】

・現場での日々の業務遂行や自らの過失、計画不備など
➡**事業の運営で生じる実務的な責任、一般的な企業経営上のリスクを負担**

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**リスク分担一覧（案）**

リスク項目		リスク種類
入札・契約リスク	応募手続リスク	入札応募コスト
	契約 リスク	契約締結のリスク
		個人情報漏えいリスク
		契約解除リスク
	予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合
制度関連リスク	法令変更リスク	関係法令の変更
	税制変更リスク	税制の変更
制度関連リスク	許認可リスク	許認可の取得
社会リスク	住民対応リスク	住民対応
	環境リスク	環境問題
経済リスク	物価変動リスク	物価・金利変動リスク
第三者賠償リスク		
事業の中止や債務不履行等のリスク	債務不履行リスク	性能事項の未達成
		委託の中止・延期に関するリスク
		業務実施計画書記載事項の不履行
事業終了手続きリスク		業務移行期間の費用リスク
不可抗力リスク	不可抗力リスク	不可抗力による損害
維持管理に係るリスク	業務内容変更のリスク	維持管理費増大リスク
	維持管理・修繕費用増大リスク	突発修繕費の増大リスク
	業務中の事故リスク	更新・修繕等の遅延
		更新・修繕等による施設の損害
		事故・災害
		施設の損傷
	投資リスク	投資等の提案リスク
調査・計画・設計に係るリスク		調査リスク
		計画リスク

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**リスク分担内容（案）**

番号	リスク項目		リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定リスク分担	
					委託者	受託者
1	入札・契約リスク	応募手続リスク	入札応募コスト	入札応募費用に関すること		○
2		契約 リスク	契約締結のリスク	委託者の責により契約を結べない，または契約手続きに時間を要する場合（評価・審査等の誤り）	○	
				受託者の責により選定受託者が契約を結べない，又は契約手続きに時間を要する場合（見積等の誤り）		○
3			個人情報漏えいリスク	受託者の業務上の個人情報の保護に関しての責務		○
				委託者の個人情報の保護に関する実施機関としての責務	○	
4			契約解除リスク	受託者の責により事業継続が困難な場合等の契約解除		○
				委託者の責により事業継続が困難な場合等の契約解除	○	
5		予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	直接業務に係る予算等の議決が得られず当初業務の変更，受託者への支払いが行えない場合	○	
6	制度関連リスク	法令変更リスク	関係法令の変更	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
				本委託のみではなく，広く一般的に適用される法令等の変更		○
7		税制変更リスク	税制の変更	一般的な税制変更（所得税，法人税等）		○
				消費税制の変更	○	
8		許認可リスク	許認可の取得	事業管理者として委託者が取得するべき許認可の遅延	○	
				当該事業の実施に関して受託者が取得するべき許認可の遅延		○

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**リスク分担内容（案）**

※　長期間の契約となることから、契約書類等にスライド条項等の物価変動への対応方法を記載予定

番号	リスク項目		リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定リスク分担	
					委託者	受託者
9	社会リスク	住民対応リスク	住民対応	本委託業務を行政サービスの一貫として実施することに関する住民反対運動，訴訟，苦情	○	
				受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動訴訟		○
10		環境リスク	環境問題	受託者が行う業務に起因する騒音，振動，悪臭等に関する対応		○
				受託者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩		○
				上記以外のもの	○	
11	経済リスク	物価変動リスク	物価・金利変動リスク	委託期間中のインフレ・デフレ	○ 協議	○ 協議
12	第三者賠償リスク			受託者の行う業務に起因する事故，受託者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
				上記以外のもの	○	
13	事業の中止や債務不履行等のリスク	債務不履行リスク	性能事項の未達成	契約条件下での要求水準の未達成		○
				不可抗力（暴風，通常の予想を超えた豪雨，洪水，地震，地滑り，落盤，火災，騒乱，暴動，その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象）等による要求水準の未達成	○	
14			委託の中止・延期に関するリスク	委託者の指示によるもの	○	
				受託者の事業放棄，破綻によるもの		○
15			業務実施計画書記載事項の不履行	業務実施計画書の不履行		○

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**リスク分担内容（案）**

番号	リスク項目		リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定リスク分担	
					委託者	受託者
16	事業終了手続きリスク		業務移行期間の費用リスク	業務の業務移行期間に要する費用に関するリスク		○
17	不可抗力リスク		不可抗力による損害	不可抗力（暴風，通常の予想を超えた豪雨，洪水，地震，地滑り，落盤，火災，騒乱，暴動，その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象）により業務の対象施設等に損害が生じた場合	○	
18	維持管理に係るリスク	業務内容変更のリスク	維持管理費増大リスク	委託者の責による業務内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大及び契約書に規定する維持管理費	○	
				上記以外の維持管理費の増大		○
19		維持管理・修繕費用増大リスク	突発修繕費の増大リスク	委託者の責による補修費の増大	○	
				受託者の責による補修費の増大		○
20		業務中の事故リスク	更新・修繕等の遅延	委託者発注の「更新，第三者委託等」の遅延による委託対象設備の機能の不足	○	
				受託者発注の「修繕，第三者委託等」の遅延による委託対象設備の機能の不足		○
21			更新・修繕等による施設の損害	委託者発注の「更新，第三者委託等」による委託対象施設の損害	○	
				受託者発注の「修繕，第三者委託等」による委託対象設備の損害		○

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**リスク分担内容（案）**

番号	リスク項目		リスク種類	内容及び考え方	W-PPP想定リスク分担	
					委託者	受託者
22	維持管理に係るリスク	業務中の事故リスク	事故・災害	受託者の責による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者による事故，施設の破損，場内の不法投棄等含む）		○
				上記以外のもの	○	
23			施設の損傷	事故・災害等による施設の損傷（不可抗力によるものを除く）		○
24		投資リスク	投資等の提案リスク	受託者が業務の効率的・効果的な遂行を図るための改良等の投資等の提案または設備の設置，並びに委託者に受益する範囲があることの立証責任		○
				受託者が業務の効率的・効果的な遂行を図るための設備の設置または改良等の投資等の提案に対する承諾	○	
25	調査・計画・設計に係るリスク		調査リスク	委託者が実施した調査などに不備があった場合	○	
				受託者が実施した調査などに不備があった場合		○
26			計画リスク	委託者が作成した改築更新計画等に不備があった場合の計画の修正	○	
				受託者が作成した改築更新計画等に不備があった場合の計画の修正		○

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項②：**物価変動への対応（案）**

（1）対象となる費目と指標の選定

・公的な統計指標等を用いて物価の変動率を判定

➡一定の閾値を超えた場合に協議や精算を行う

➡事業者のリスクを軽減

・対象となる業務と判定指標は以下の通り

業務内容	改訂に係る物価等指数
統括管理業務	企業向けサービス価格指数 【類別/諸サービス-小類別/平均】
運転・維持管理業務	

（2）委託料見直しの基準、時期、手続き

・募集要項等公表の年度の指数を基準とする

・毎年8月1日時点の最新指数に基づき、年１回見直しを行う

・見直し時の指数と前回改定時の指数を比較

➡1000分の15（1.5%）を超過する増減があった場合に改定

※改定する場合は、翌年度の委託料から改定を実施

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：**発注方式／性能発注とは**

仕様発注（従来方式）

- 「Aという機械を使い、Bという手順でやりなさい」と業務内容を仕様書等で細かく決定

➡民間の工夫の余地が少ない

③ 性能発注（ウォーターPPPでの方式）

- 「水質〇〇以上を維持する」など、結果(性能)のみ要求しやり方は民間に任せる方式

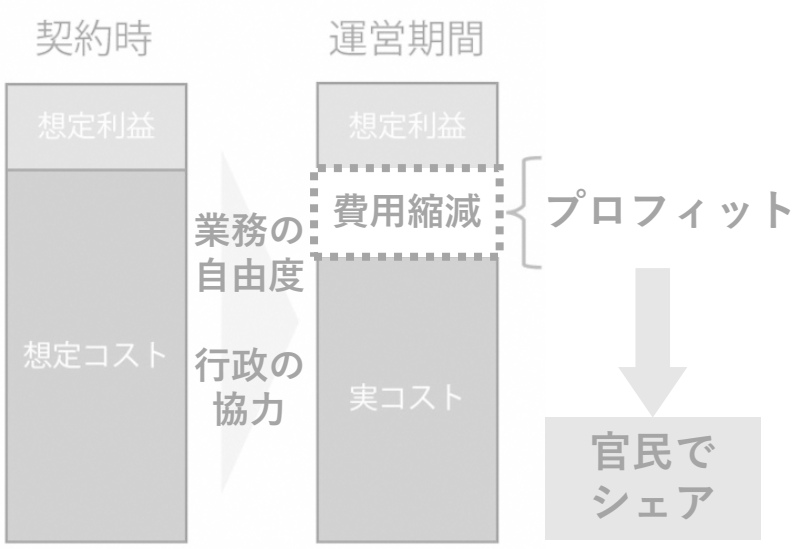
➡民間ノウハウを活用した創意工夫が可能

例）点検頻度の最適化
新技術活用
手順の見直し　等

④ プロフィットシェア（新たな収益）

- 民間の創意工夫と行政の協力により、従来より費用が縮減される

➡費用縮減分（＝プロフィット）を官民で分配（＝シェア）



官民の分配(シェア)率は協議により決定

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：**発注方式について**

国土交通省

基礎編「第2章」2.2　要件②性能発注

○ 性能発注を原則とする。
○ ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

国土交通省のガイドラインより、、、
・原則として性能発注を行う必要がある

市の想定として、、、
・ポンプ場、MPについて事業開始当初から性能発注を行う

【民間事業者に求める要求水準の概要】

・計画策定から24時間の運転監視、保守点検・修繕、危機管理に至るまで、**施設全体の一元管理と運転などの確実な性能確保を全うする**こと

【管理者（行田市）が負担するリスク】

・**計画値の超過や悪質下水の流入、災害などの不可抗力**、および事前合意のある施設劣化など、**民間事業者の責によらない事象への免責や費用負担を負う**こと

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：基本的な要求水準（案）

項目	要求水準
（1）業務実施計画書の要求水準	
作成すべき各種計画書の提示	業務実施全体計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書などを策定・提出すること
提出の形式の規定	データでの共有や電子媒体での保管が規定される
各計画書の記載事項の提示	各計画書には、基本方針や組織体制、設備ごとの修繕時期、災害・事故への対応手順など種類に応じた必要事項を網羅すること
提出後の確認や変更手続きの方法	提出期限などが規定される
（2）統括管理業務に関する要求水準	
統括管理業務の目的の提示	全業務を一元管理し、委託者や他事業者と協調して円滑な下水道事業運営に貢献すること
統括管理責任者などの配置者の役割の提示	統括管理責任者は最高責任者として業務管理や指揮監督、窓口を担い、副責任者は緊急時にその代行をする
セルフモニタリングの実施方針	基本方針と計画を策定して自ら業務水準を管理・記録し、委託者モニタリングに対応すること
施設台帳システムの構築	機器情報や写真を登録した施設管理システムを構築して納入すること
データ管理業務の実施方針	点検や修繕等の業務結果を、構築した施設管理システムへ反映すること
BCP策定への支援、協力	委託者のBCP策定において協議や共有を行い、適時に体制変更等の情報を提供すること

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：**基本的な要求水準（案）**

項目	要求水準
（3）運転・維持管理業務に関する要求水準	
運転維持管理業務の目的の提示	運転操作や保守点検により施設を安定運営し、市民の安全・安心で快適な生活を継続すること
24時間連続の運転監視の実施	緑町ポンプ場から、対象となる全施設（ポンプ場5か所、MP5か所、吐口スクリーン6か所）を24時間連続で運転監視すること
保守点検、整備および修繕業務の実施	日常・定期点検や簡易整備を行い、予防的な計画修繕と突発修繕を実施すること
運転・管理水準の確保	適切な運転や試験により、要求水準を確実に維持すること
施設管理および環境整備、計測の実施	施設の美化や防火・防犯対策に加え、周辺の環境計測等を適切に実施すること
物品等の調達や管理の実施	必要な消耗品や燃料等を経済的に調達・管理し、在庫不足や品質低下を防ぐこと

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：**基本的な要求水準（案）**

項目	要求水準
（4）計画策定業務に関する要求水準	
計画策定業務の目的の提示	維持管理情報を活用して更新計画案を作成し、老朽化対策や投資最適化により経営の安定化に貢献すること
策定するべき計画の提示(更新計画案など)	具体的な策定計画を提示すること
業務実施体制および照査の実施	直接雇用関係にある管理・照査技術者等を配置し、厳格な業務照査を実施すること
上位計画等との整合調整	経営戦略や上位計画と調整し緊密に整合させること
（5）危機管理に関する要求水準	
基本方針の作成と業務の体制整備	緊急連絡や非常招集の体制を整備し、災害時の非常用燃料を優先調達できる体制とすること
危機管理マニュアルの策定と提出	災害・事故を想定した初動や復旧の手順を施設ごとにマニュアル化し、提出すること
異常水量への対応事項	異常水量の発生時は即座に初期対応と連絡を行い、委託者の指示に基づく操作や監視、報告を遂行すること
緊急時の役割分担と費用負担	緊急時も役割分担は原則平常時と同じとし、増加費用は不可抗力等なら契約に基づき清算、受託者の責なら自己負担となる

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：**運転・維持管理に関する具体的な要求水準（案）**

・既設ポンプ場、MPの運転・維持管理においてはより具体的な性能規定が必要

項目	要求水準
（1）溢水・流出の防止機能	大雨、異常流入、停電等が発生した場合に対しても、浸水被害や汚水の流出・溢水を発生させないよう、施設の性能を十分理解した上で適切な運転操作と監視を行うこと
（2）故障・閉塞による溢水防止のための点検・清掃	ポンプ場・マンホールポンプ等において、ポンプの故障や異物による閉塞が原因で汚水が溢水しないよう、事前の点検や清掃を実施すること
（3）過負荷の防止と効率的な運転操作・監視	ポンプ場に対して過負荷を生じさせないよう、効率的な運転操作および監視を実施すること
（4）異常時・故障時の迅速な初期対応	設備機器の不具合によって送水が困難または不能となった場合には、速やかにポンプの引揚げ点検を行ったり、バキューム車や仮設ポンプ、発電機類を手配・設置するなどの初期対応を行い、汚水の溢水を防ぐ努力をすること

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項③：**要求水準の未達時等の措置（案）**

・性能規定が未達時のペナルティ、不可抗力での未達時の免責事項を記載する

項目	要求水準未達時の措置
（1）要求水準未達と判定しない条件	
事業計画値の超過	流入水量や流入水質が、事前に設定された事業計画値を上回った場合
悪質下水の流入	特定事業場等から悪質下水の排出があった場合
不可抗力による影響	地震や風水害などの大規模な自然災害等
事前の合意事項	受託者の責でない施設劣化等について、事前に委託者と合意がある場合
協議による合意	協議によってやむを得ない事情として合意が得られた場合
（2）改善計画書及び改善状況報告の提出	
未達是正のための改善計画書の提出	要求水準未達などの改善通告を受けた受託者は、不履行の経緯や具体的な改善措置、是正期日を記載した改善計画書を提出すること
改善通告後の改善実施状況の報告	受託者は通告の翌月から件名ごとに実施状況を報告し、該当月の運転日誌や月間業務報告書に記載して提出すること
（3）委託料の支払い停止	
支払停止の開始条件や解除条件	改善計画書の再提出を通しても、未達や不履行が是正されない場合に支払停止が開始され、是正された時点で直ちに解除されて停止分が支払われる
（4）委託料の減額	
減額の実施時期の設定	減額は原則として翌年度4月に行われるが、契約満了時は最終月、契約解除時は協議により調整時期が設定される
性能未達による減額の方法	所定の計算式で算定した額を減額する

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項④：プロフィットシェアとは

仕様発注（従来方式）

- 「Aという機械を使い、Bという手順でやりなさい」と業務内容を仕様書等で細かく決定

➡民間の工夫の余地が少ない

③ 性能発注（ウォーターPPPでの方式）

- 「水質〇〇以上を維持する」など、結果(性能)のみ要求しやり方は民間に任せる方式

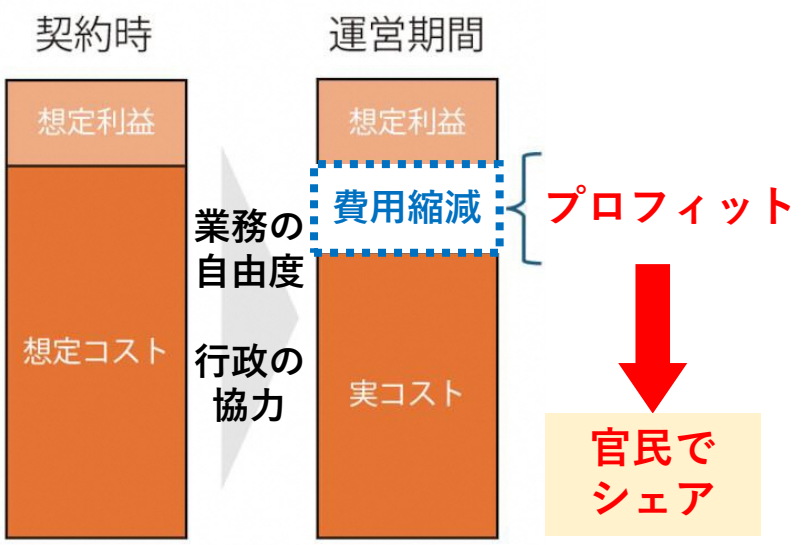
➡民間ノウハウを活用した創意工夫が可能

例）点検頻度の最適化
新技術活用
手順の見直し　等

④ プロフィットシェア（新たな収益）

- 民間の創意工夫と行政の協力により、従来より費用が縮減される

➡費用縮減分（＝プロフィット）を官民で分配（＝シェア）



官民の分配(シェア)率は協議により決定

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項④：**プロフィットシェアについて**

国土交通省

基礎編「第2章」2.4　要件④プロフィットシェア

○ 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

↓

市の導入案を作成・提示

↓

プロフィットシェアの発動条件の概要

・事業実施期間中の**民間事業者の改善案によって維持管理費用が削減**された場合

費用分配の割合の概要

・**少なくとも費用削減額の50％を民間事業者に配分**、残りは協議で分配割合を決定

○「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合（比率）は管理者の任意

○ プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない

○ プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること

○ 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外

○ 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項④：**プロフィットシェアの条件（案）**

①　プロフィットシェアの対象

・事業実施期間中における、運転・維持管理業務の**サービス対価を低減できる**
より効率的で効果的な提案

②　実施の手順

・**民間事業者からの提案に対し、市が認めた場合は詳細検討を指示**

・民間事業者は導入による影響を検討・報告し、市が実施の可否を最終判断

・実施決定後、民間事業者は実施計画を作成し、合意日から新しい条件を適用

③　プロフィットシェアのルール

・改良により運営費用が低減した場合、それに応じてサービス対価を減額

・**少なくとも費用削減額の50％を事業者に配分**
➡削減メリットを民間事業者の収益として確保し、自発的な改善提案を促す

・**残りは協議で分配割合を決定**

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項⑤：**参加資格要件について**

国土交通省

実施編「第4章」4.1　留意点・ポイント

4.1.2　統括的に管理する人材の要件

○ レベル3.5では、一般的に対象施設・業務範囲の設定等が大きく、また、4要件（特に要件③維持管理と更新の一体マネジメント）との関係等から、全体を統括的に管理できる人材が重要となるため、必要となる能力、経験、実績、資格等を、入札・公募の条件に設定（入札・公募書類等で明確に規定）して提示することが必要である。

長期契約における確実なマネジメント体制確保のため、資格要件を新設する

参加資格要件の概要

◆ **統括管理責任者の新設**
- 業務全体を把握し、市との窓口となる「統括管理責任者」の配置を義務付け

◆ **主な要件（案）**
- 統括管理責任者　：全体管理能力　（対象施設管理の実務経験＋技術士 等）
- 業務主任担当者等：現場マネジメント（下水道法施行令15-3 の有資格者等）
- 業務主任技術者　：計画策定／照査　（技術士、またはRCCM 等）

◆ **配置の柔軟性（兼任規定）**
- 効率化のため複数施設の業務主任担当者等の兼任を認める。

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項⑤：**参加資格要件について**

◆　統括管理責任者の役割

・発注者判断と現場実行をつなぐ、施設運用の「司令塔」

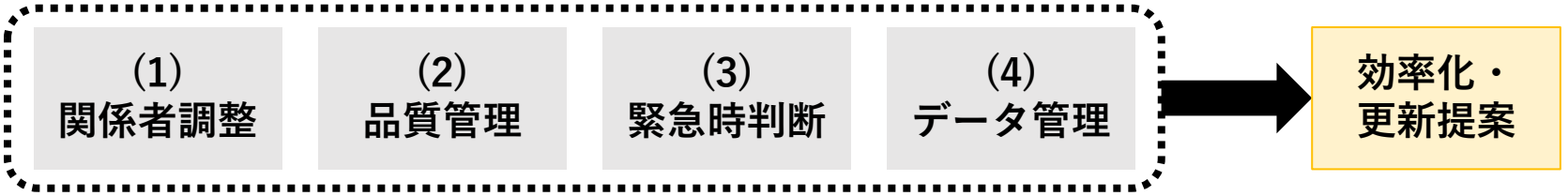
→日常管理や対応を統合し、蓄積データを効率的な維持管理や更新につなげる

(1) 全体統括・一元窓口
- 自治体、受託企業、協力会社の調整
- 月次報告、会議体、意思決定支援

(2) 維持管理品質の確保
- 点検、運転、保守の水準管理
- 不具合傾向の把握、対応漏れ防止

(3) リスク・緊急対応の管理
- 故障、停電、浸水等の初動体制確認
- 優先順位付け、復旧状況の共有

(4) データ活用・更新支援
- 点検結果、故障、修繕履歴を蓄積
- 改築、更新の判断材料を整理



2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項⑤：参加資格要件について

◆　参加資格要件（案）：配置責任者

統括管理責任者

・ポンプ場＋MPの維持管理と更新計画案作成を一元的に管理する能力が必要

業務主任担当者

・現場の責任者として、業務をマネジメントする能力が必要

業務主任技術者

・全施設を対象とした効果的な計画案を作成する能力が必要

項目	職種	必要資格
全体	**統括管理責任者**	・以下のいずれかの業務の３年以上の実務経験 ・技術士上下水道部門（下水道）または、総合管理部門（下水道） または、RCCM資格（下水道）
ポンプ場	**業務主任担当者** （総括責任者）	・下水道法施行令第１５条の３に規定する有資格者 ・ポンプ場維持管理業務に１０年以上常駐で携わった経験
	部門責任者 （副総括責任者）	・下水道法施行令第１５条の３に規定する有資格者 ・ポンプ場維持管理業務に５年以上常駐で携わった経験
マンホールポンプ	**業務主任担当者**	・下水道法施行令第１５条の３に規定する有資格者
更新計画案作成	**業務主任技術者**	・技術士上下水道部門（下水道）または、総合管理部門（下水道） または、RCCM資格（下水道）

※RCCM：シビルコンサルティングマネージャ、建設コンサルタント業務に携わる技術者に与えられる資格

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項⑤：**参加資格要件について**

◆　参加資格要件（案）：配置責任者

配置の柔軟性（効率的な体制構築）

・役職の兼任

→複数施設の業務主任担当者等を兼任することが可能

・常駐要件の最適化

→継続的な監視が必要な緑町ポンプ場は常駐が必須

→統括管理責任者やその他施設・部門の責任者は常駐不要

項目	役割	設置	常駐
全体	**統括管理責任者**	○	
ポンプ場	**業務主任担当者**	○（兼任可※）	○
マンホールポンプ	**業務主任担当者**	○（兼任可※）	
計画	**業務主任技術者**	○（兼任可※）	

※複数施設の業務主任担当者等を兼任できる（例：ポンプ場・MPの業務主任担当者を兼任）

2．本市のウォーターPPPの導入方針

検討事項⑤：**参加資格要件について**

◆　参加資格要件（案）：人員配置

・受注者は、次の有資格者を従業員の中に含めなければならない。

1）**下水道法第２２条第２項の資格所有者**（下水道法施行令15-3）
2）**電気事業法第４４条に基づく第３種電気主任技術者**の資格所有者
3）**労働安全衛生法第１４条に基づく酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者**
4）**消防法第１３条の２に基づく危険物取扱者**
5）**消防法第１７条の３の３に基づく消防設備士**または、**消防設備点検資格者**
6）**労働安全衛生法第５９条及び労働安全衛生規則第３６条に基づく資格所有者**

◆　参加資格要件（案）：参加企業

・受注者は、下水道処理施設維持管理業者登録規程
（昭和６２年建設省告示第１３４８号）第２条の規定に基づく
下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録している
維持管理業者であること

３．アンケートのご依頼

3．アンケートのご依頼

- 民間事業者の皆さまの
 「市が提示する事業スキームに関するご意見」「本事業に対する関心」

 ➡<u>アンケート調査を通じて伺いたい</u>　➡<u>意見を事業内容の検討に活用</u>

アンケート調査概要	
実施期間	・令和8年9月17日から令和8年9月30日まで
対　　象	・本説明会に参加いただいた民間事業者 ・行田市ウォーターPPPに関心がある民間事業者
実施方法	・WEBアンケート ⇒記載のQRコード、行田市HPよりアクセス可能

ご協力お願いいたします

・問い合わせ先　…行田市都市整備部上下水道経営課
・担当者　…田辺
・E-mailアドレス　…jougesui@city.gyoda.lg.jp

４．今後のスケジュール

4．今後のスケジュール

令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
導入可能性調査 事業範囲等の検討	実施方針(案)、 要求水準書の公表	事業者の 募集、選定、契約	事業開始
最適な事業 スキームを検討	・公募に向け実施方針(案)を公表 ・ウォーターPPPの事業者募集		ウォーターPPP の事業を開始

参考資料

◆参考資料：関連用語集

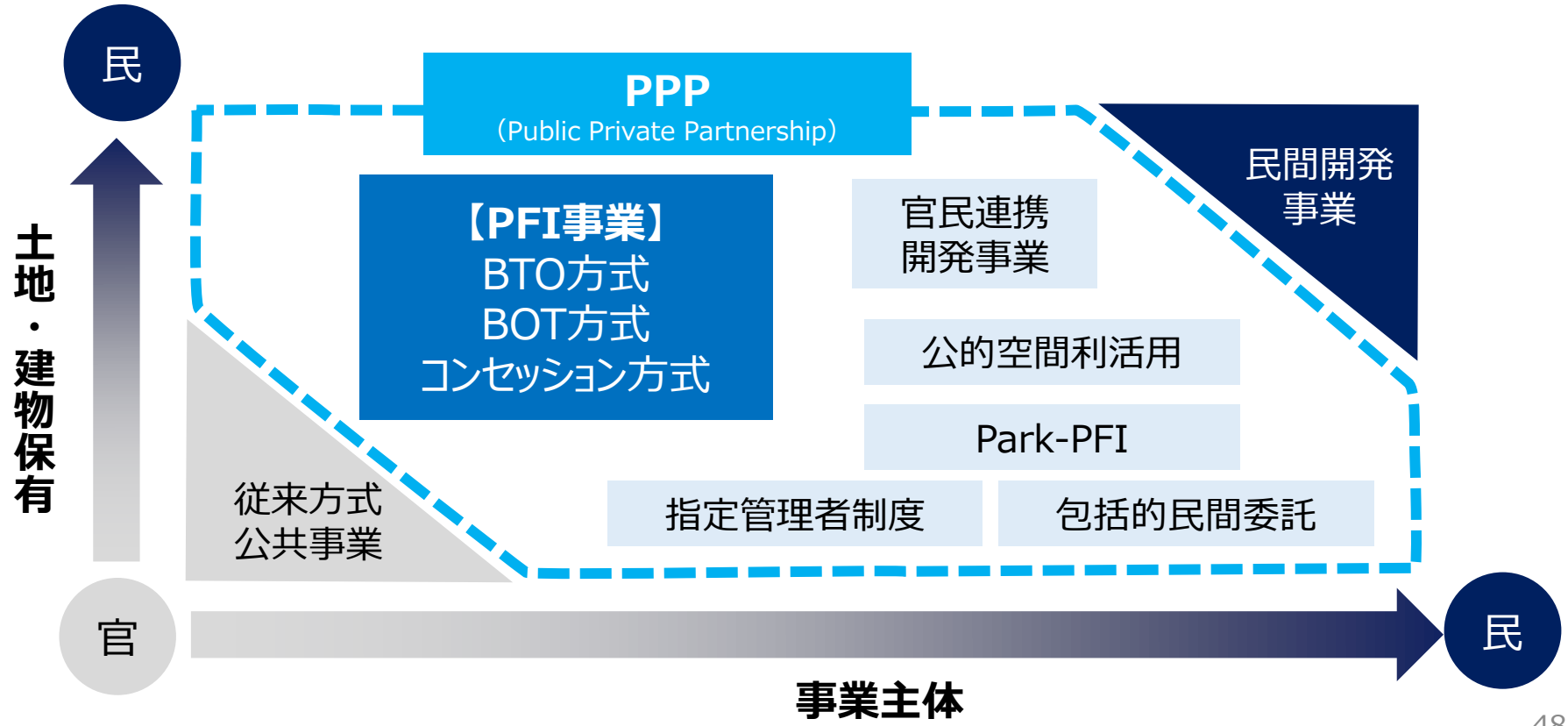
用語	意味
ストックマネジメント	◦計画的・効率的に維持管理・更新を行う手法 ◦既存のインフラ（ストック）を長寿命化
コンストラクションマネジメント	◦民間企業側のプロが管理者の側に立ち、設計・発注・施工の各段階でスケジュール・コスト・品質を管理する手法
ライフサイクルコスト	◦施設の企画・設計・建設 ～ 運営・維持管理、解体・廃棄に至るまでの生涯にかかる総費用
VFM (Value For Money)	◦「支払いに対して最も価値の高いサービスを提供する」という概念 ◦従来方式と比べた際の定量的・定性的な効果
マーケットサウンディング	◦行政が民間企業と対話し、事業の実現可能性や市場の意向を調査すること
外部有識者	◦事業者の選定や評価にて、公平性・客観性を担保するために招集される第三者の専門家
新技術活用	◦ドローンによる点検、AIによる画像診断、ICT施工など、最新技術を業務にて活用する
要求水準	◦施設・サービスに求める、性能・機能の規定 ◦具体的な「仕様」ではなく「結果」を示す

◆参考資料：関連用語集

用語	意味
事業スキーム	◦事業の仕組みや枠組みのこと ◦PFIでは、BTOやBOTなどの方式を指す
包括的民間委託	◦施設の建設は伴わず、維持管理や運営業務を「まとめて」「長期間」民間に委託する方式
BTO方式 **(Build-Transfer-Operate)**	◦民間が建設し完成直後に所有権を公共へ譲渡 ◦その後、民間が運営・維持管理を行う方式
BOT方式 **(Build-Operate-Transfer)**	◦民間が建設し、維持管理・運営を行う方式 ◦契約期間終了後に所有権を公共へ譲渡
コンセッション方式 **(公共施設等運営権方式)**	◦施設の所有権は公共に残し「運営権」という権利を民間に設定して、運営を長期間任せる ◦利用料金が直接民間の収入になる
プロフィットシェア	◦事業で想定以上の利益が出た場合、事前に定めた配分率で官民（管理者と事業者）で利益を分配する仕組み
SPC **(Special Purpose Company)**	◦特定の目的のために設立される法人 ◦法人格を持ち、契約の主体となることが可能
JV **(Joint Venture)**	◦特定事業を共同で実施するための事業組織体 ◦一般的に民法上の「組合」とみなされる

◆参考資料：官民連携事業（PPP／PFI）の形態

用　語	意　味
PPP （Public Private Partnership）	➢行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行うこと。
PFI （Private Finance Initiative）	➢**公共施設等の設計・建設・維持管理・運営に民間の資金やノウハウを活用し、行政が直接実施するよりも効率的・効果的に公共サービスを提供する手法。**

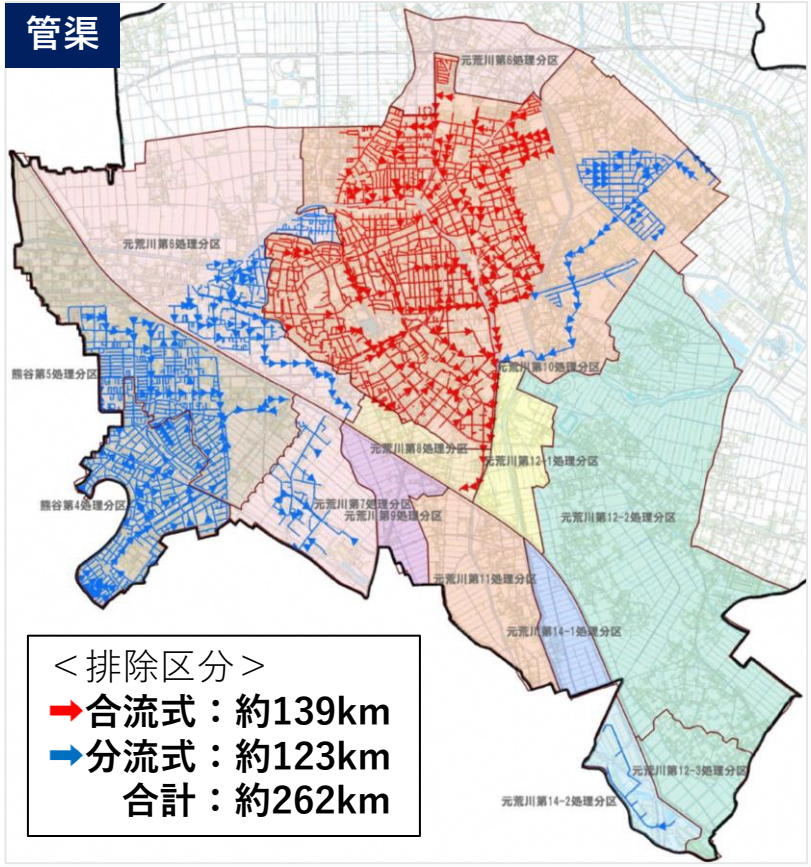


◆参考資料：行田市下水道事業の概要

事業概要

- **行政人口**…76,900人 ・**行政面積**…67.49㎢
- **事業期間**…昭和25年(1950年)～事業開始
- **構成施設**…**管渠,ポンプ場,マンホールポンプ**
 ※終末処理場は無し（県の処理場に送水）

管渠



＜排除区分＞
➡**合流式：約139km**
➡**分流式：約123km**
合計：約262km

ポンプ場・マンホールポンプ

